

令和5年2月21日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第 1 号	専決処分について（令和4年度秩父市一般会計補正予算（第7回））	1
議案第 2 号	字の区域を変更することについて	2 1
議案第 3 号	秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 4 号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 5 号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 6 号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 1
議案第 7 号	秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 8 号	秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 9 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	3 6
議案第 1 0 号	秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 1 1 号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び秩父市消防組織等審議委員会条例の一部を改正する条例	3 8
議案第 1 2 号	秩父市個人情報保護法施行条例	3 9
議案第 1 3 号	令和4年度秩父市一般会計補正予算（第8回）	4 3
議案第 1 4 号	令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	5 4
議案第 1 5 号	令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	6 2
議案第 1 6 号	令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）	6 5

議案第17号	令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）……	68
議案第18号	令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2回）……………	75
議案第19号	令和4年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	78
議案第20号	令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）……………	80
議案第21号	令和5年度秩父市一般会計予算……………	82
議案第22号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計予算……………	83
議案第23号	令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算……………	84
議案第24号	令和5年度秩父市介護保険特別会計予算……………	85
議案第25号	令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算……………	86
議案第26号	令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算……………	87
議案第27号	令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算……………	88
議案第28号	令和5年度秩父市駐車場事業特別会計予算……………	89
議案第29号	令和5年度秩父市立病院事業会計予算……………	90
議案第30号	令和5年度秩父市下水道事業会計予算……………	91

議案第 1 号

専決処分について

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和4年度秩父市一般会計補正予算（第7回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年1月5日

秩 父 市 長            北            堀            篤

令和4年度秩父市一般会計補正予算（第7回）

令和4年度秩父市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,500,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,158,792	11,340	5,170,132
	2 国庫補助金	1,904,228	11,340	1,915,568
17 県支出金		1,857,863	39,545	1,897,408
	2 県補助金	511,440	39,545	550,985
歳入合計		32,449,967	50,885	32,500,852



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,414,631	47,455	3,462,086
	1 保健衛生費	1,142,164	47,455	1,189,619
10 教育費		2,266,040	3,430	2,269,470
	2 小学校費	481,644	2,170	483,814
	3 中学校費	276,869	1,260	278,129
歳 出 合 計		32,449,967	50,885	32,500,852

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	47,455







2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
16		国庫支出金	5,158,792	11,340	5,170,132	
	2	国庫補助金	1,904,228	11,340	1,915,568	
		3	衛生費国庫補助金	223,070	7,910	230,980
		7	教育費国庫補助金	30,375	3,430	33,805
17		県支出金	1,857,863	39,545	1,897,408	
	2	県補助金	511,440	39,545	550,985	
		3	衛生費県補助金	1,816	39,545	41,361

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	7,910	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	7,910
1 小学校費補助金	2,170	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,085
		・ 学校保健特別対策事業補助金	1,085
2 中学校費補助金	1,260	・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	630
		・ 学校保健特別対策事業補助金	630
1 保健衛生費補助金	39,545	・ 出産・子育て応援事業費補助金	39,545

### 3 歳 出

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4		衛生費	3,414,631	47,455	3,462,086	47,455		
	1	保健衛生費	1,142,164	47,455	1,189,619	47,455		
		3 保健センター費	296,172	47,455	343,627	47,455		
							(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 7,910	
							(県) 出産・子育て応援事業費補 助金	39,545

(一般会計)



(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	1,309	○ 母子保健事業<保健センター> 47,455
	3 職員手当等	250	1 報酬 1,309
	4 共 済 費	239	会計年度任用職員報酬 1,309
	8 旅 費	43	3 職員手当等 250
	10 需 用 費	60	期末手当(会計年度任用職員) 250
	11 役 務 費	158	4 共済費 239
	12 委 託 料	396	市町村職員共済組合負担金(会計年度任用職員) 89
	18 負担金補助 及び交付金	45,000	社会保険料(会計年度任用職員) 150
			8 旅費 43
			費用弁償(会計年度任用職員) 43
			10 需用費 60
			消耗品費 30
			印刷製本費 30
			11 役務費 158
			通信運搬費 158
			12 委託料 396
			オンライン相談委託料 396
			18 負担金補助及び交付金 45,000
			出産・子育て応援給付金 45,000

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10		教育費	2,266,040	3,430	2,269,470	3,430		
	2	小学校費	481,644	2,170	483,814	2,170		
		1 学校管理費	357,510	2,170	359,680	2,170		
							(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 1,085	
							(国) 学校保健特別対策事業補助 金 1,085	

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需 用 費	2,170	○ 小学校保健特別対策事業<教育総務課> 2,170 10 需用費 2,170 消耗品費 2,170

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
3		中学校費	276,869	1,260	278,129	1,260		
	1	学校管理費	163,552	1,260	164,812	1,260		
						(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	630	
						(国) 学校保健特別対策事業補助 金	630	

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	1,260	○ 中学校保健特別対策事業<教育総務課> 1,260 10 需用費 1,260 消耗品費 1,260

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 607 ) 478	674,121	1,902,994	1,234,029	3,811,144	1,120,685	4,931,829	
補正前	( 606 ) 478	672,812	1,902,994	1,233,779	3,809,585	1,120,446	4,930,031	
比較	( 1 )	1,309		250	1,559	239	1,798	

職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	49,890		539,223	338,673	114,364	110,854	562
	補正前	49,890		538,973	338,673	114,364	110,854	562
	比較			250				
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	25,137	1,500	25,106	28,720			
	補正前	25,137	1,500	25,106	28,720			
	比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 43 ) 478		1,896,800	1,110,292	3,007,092	996,530	4,003,622	
補正前	( 43 ) 478		1,896,800	1,110,292	3,007,092	996,530	4,003,622	
比較	( )							

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	49,890		415,988	338,673	114,364	110,854	562
	補正前	49,890		415,988	338,673	114,364	110,854	562
	比較							
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	24,635	1,500	25,106	28,720			
	補正前	24,635	1,500	25,106	28,720			
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 564 )	674,121	6,194	123,737	804,052	124,155	928,207	
補正前	( 563 )	672,812	6,194	123,487	802,493	123,916	926,409	
比較	( 1 )	1,309		250	1,559	239	1,798	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後			123,235				
	補正前			122,985				
	比較			250				
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	502						
	補正前	502						
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	250	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	250	会計年度任用職員の任用に伴う期末手当の増額	



議案第2号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秩父市内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更する。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

県営土地改良事業中太田・小柱地区の工事完了に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提出する。

別紙

変 更 調 書

太田字門脇に編入する区域

太田字東瀬戸1231の3、1231の4、1231の7、1233の3、1233の4、1234の2、1236の3、1250の2、1252、1254の1、1254の2、1259、1261から1263まで、1265の1、1265の3から1265の5まで、1266の3から1266の5まで、1268、1271及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(令和4年8月1日調査)

### 議案第3号

#### 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成18年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例

本則（第2条、第7条、第10条第1項、第17条、第19条及び第25条を除く。）中「たい積」を「堆積」に改める。

第2条第1号中「その他の土地のたい積に供される物で」を「及びこれらに混入し、又は付着した物で、」に改め、同条第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第6条第2項中「現状を保全するために」を「期限を定めて、当該土砂等の除去その他」に、「とるべき」を「講ずる」に改める。

第7条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条第1項中「たい積を」を「堆積を」に、「、土砂等のたい積」を「、土砂等の堆積」に改め、「土砂等のたい積に関する計画を定め」を削り、同項ただし書中「たい積」を「堆積」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の堆積。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 同時期に2以上の区域において土砂等の堆積を行う場合で、その区域の合計した面積が500平方メートル以上となり、かつ、一体的に土砂等の堆積を行うと認められるもの

イ 最後に土砂等の堆積が行われてから5年を経過していない区域と近接又は隣接する土地において土砂等の堆積（当該区域と一体的に土砂等の堆積を行うと認められないものを除く。）を行う場合で、当該区域との合計した面積が500平方メートル以上となるもの

ウ 当該土砂等の堆積を行うことにより当該土地の地盤の高さが1メートル以上変動することとなるもの。ただし、当該土砂等の堆積の着手の日前5年以内に土砂等の堆積が行われていた場合、その堆積前の地盤の高さを基準とするものとする。

第7条第1項第7号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「たい積」を「堆積」に改

め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第16条第1項の規定により埼玉県知事の許可を受けなければならない土砂等の堆積

第7条第2項及び第3項を削る。

第7条の次に次の2条を加える。

（事前協議）

第7条の2 前条の許可を受けようとする者は、当該許可の申請前に、別に定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項に規定する変更の許可について準用する。

（許可の申請）

第7条の3 第7条の許可を受けようとする者は、土砂等の堆積に関する計画を定め、市長に申請しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂等の堆積の目的
- (4) 土砂等の堆積に使用される土砂等の採取場所及び搬入経路
- (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
- (6) 最大堆積時及び土砂等の堆積の完了時における土地の形状
- (7) 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 事業の現場管理責任者の氏名及び住所
- (9) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (10) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 土砂等の堆積を行う期間
- (12) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

第8条中「前条の」を「第7条の」に改める。

第9条中「第7条第1項の規定による許可の申請をした者は」を「第7条の許可を受けようとする者は、第7条の2の規定による事前協議を行う前に、別に定めるところにより事前説明会等を実施し」に、「当該申請に係る土砂等」を「当該土砂

等」に、「周知させるよう努めるものとする」を「周知しなければならない」に改める。

第10条第1項中「第7条第1項」を「第7条の3第1項」に、「たい積に」を「堆積に」に、「次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に」を「次の各号のいずれにも」に、「同項」を「第7条」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合していること。

ア 土砂等の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂等の高さ及びのり面の勾配

イ 排水施設、擁壁その他の施設

ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

(2) 第7条の2の規定による事前協議を終えていること。

(3) 第8条の規定による土砂等の試料及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証明する書類を提出していること。

(4) 前条の規定による住民への周知を行っていること。

(5) 堆積に用いる土砂等が、埼玉県内において採取した土砂等（過去に埼玉県外から埼玉県内に搬入された土砂等を採取する場合にあっては、当該土砂等が埼玉県内に搬入された日から5年を経過したものに限る。）であって、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

第10条第2項中「第7条第1項」を「第7条の3第1項」に改め、「第1号」の次に「又は第4号」を加え、「同項」を「第7条」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であると認められた場合

第10条第3項中「第7条第1項の規定による」を「第7条の」に改め、「生活環境の保全のための」を削る。

第11条第1項中「第7条第1項の規定による」を「第7条の」に、「同条第2項第2号から第11号まで」を「第7条の3第2項」に改める。

第12条中「第7条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、」を「事項について」に改める。

第13条第1号から第3号までの規定中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同条第7号中「第20条第1項」を「第20条第1項から第3項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該取消しに係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講じなければならない。

第16条の見出し中「着手」を「着手等」に改め、同条中「着手したときは、着手した」を「着手（中止した事業の再開を含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。）をしたときは、当該着手をした」に改める。

第17条第1項中「たい積の」を「堆積の」に、「次に掲げる事項」を「当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量」に改め、同項各号を削る。

第18条中「着手した」を「着手をした」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出等）

第18条の2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、廃止又は中止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、当該土砂等の堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定による廃止の届出があったときは、第7条の許可は、その効力を失う。

4 市長は、第1項の規定による廃止又は中止の届出があったときは、速やかに、第2項の措置が講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていない場合は、その旨を当該許可事業者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた許可事業者は、土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第19条の見出しを「（完了の届出等）」に改め、同条中「たい積を完了した」を「堆積を完了した」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂等の堆積が、第10条第1項の規定による許可の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定により、第10条第1項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知を受けたときは、第1項の規定による届出に係る土砂等

の堆積について、当該許可の基準に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

第20条第2項中「第7条第1項」を「第7条」に、「除却」を「全部の除去」に、「とるべき」を「講ずる」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 市長は、第18条の2第5項又は前条第3項の規定に違反した許可事業者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 市長は、第13条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第20条第1項中「定めて、」の次に「当該堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他」を加え、「とるべき」を「講ずる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該許可期間の終了後においても、同様とする。

第20条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

市長は、堆積した土砂等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、当該土砂等の堆積を停止し、又は期限を定めて、当該堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第20条の次に次の1条を加える。

(公表)

第20条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第21条第1項中「とるべき」を「講ずる」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第23条第1項中「必要最小限度の」を「必要な」に改める。

第25条第1項中「第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各

号を加える。

- (1) 第6条第2項の規定による命令に違反した者
  - (2) 第7条又は第11条第1項の規定に違反し、許可を受けずに土砂等の堆積を行った者
  - (3) 第18条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (4) 第20条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反した者
- 第25条第2項中「第20条第1項」を「第20条第3項」に改め、同条第3項第2号中「第17条第1項」を「第16条、第17条第1項、第18条の2第1項及び第19条第1項」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「収去」を「採取」に改め、同号を同項第4号とし、同条第4項中「第6条第2項の規定による命令に違反した者又は第18条」を「第12条」に改める。

本則に次の1条を加える。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前になされた、前項の規定による改正前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、既存の規制を強化する等、所要の改正を行いたため。



#### 議案第4号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り上げ、第16条の2を第16条とする。

附則第4項中「第16条の2」を「第16条」に改める。

別表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

し尿処理事業を秩父広域市町村圏組合へ事業移管することに伴い、し尿処理特別業務手当について、廃止したいため。

議案第 5 号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年秩父市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

内閣府の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 議案第6号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的  
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳  
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的  
保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において  
「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前  
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図  
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ  
ればならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全  
計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた  
めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼  
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握すること  
ができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及び  
これと並列の送迎を目的とした自動車の座席並びにこれらより一つ後方に備えら  
れた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと  
同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を  
日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落  
としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児

の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

厚生労働省の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 議案第7号

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

厚生労働省の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 号

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険条例（平成 17 年秩父市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定したいため。

## 議案第 9 号

### 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 34 号中「住戸のうち同時に申請された住戸の数」及び「申請住戸数」を「住戸数」に改め、「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）及び次号ア（3）において同じ。）」及び「（市長が別に定めるものを除く。次号イ（3）において同じ。）」を削り、同表第 35 号中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行いたいため。



議案第10号

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

秩父市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年秩父市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,050人」を「950人」に改める。

第6条の前に見出しとして「（懲戒）」を付する。

第8条の前に見出しとして「（服務規律）」を付し、同条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の2項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害の職務 1回につき 4,000円

(2) 前号の職務以外の職務 年額 6,000円

4 前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を同号に定める額に加算して支給する。

第13条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第14条第1項中「報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第12条第3項第1号に規定する災害の職務に係る出動報酬は、各年度の四半期ごとに支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

消防団員の定員の見直しを行うとともに、消防団員の処遇改善について、所要の改正を行いたいため。

議案第 1 1 号

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び秩父市消防組織等審議委員会条例の一部を改正する条例

(秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 5 5 号を第 5 6 号とし、第 2 8 号から第 5 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 7 号の次に次のように加える。

2 8 消防組織等審議委員会委員	委員長	日額	6, 8 0 0 円
	委員	〃	6, 4 0 0 円

(秩父市消防組織等審議委員会条例の一部改正)

第 2 条 秩父市消防組織等審議委員会条例（平成 1 7 年秩父市条例第 2 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「 4 人」を「 5 人」に改め、同項第 3 号中「 5 人」を「 4 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

消防組織等審議委員会委員の報酬を定めるとともに、当該委員の定数について、所要の改正を行いたいため。

議案第12号

秩父市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(登録簿)

第3条 実施機関（市長、監査委員、選挙管理委員会、教育委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の記録の目的及び概要

(4) 個人情報の記録の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録の項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない事情により、あらかじめこれらの規定による登録をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において、当該登録をすることができる。

4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 1年以内に廃棄し、又は消去することとなる個人情報のみを取り扱う個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

(4) 前3号に掲げる個人情報取扱事務に準ずるものとして市長が定める個人情報取扱事務

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の定めるところにより保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を受ける者は、規則で定める写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秩父市条例第5号）第1条に規定する秩父市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秩父市個人情報保護条例の廃止)

2 秩父市個人情報保護条例（平成17年秩父市条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秩父市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の行う業務のうち公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を通じて取得した旧個人情報の取り扱う業務又は旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第27条及び第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用の停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

7 秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び秩父市個人情報保護条例（平成17年秩父市条例第11号。以下「保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」、秩父市個人情報保護法施行条例（令和

5年秩父市条例第 号。以下「法施行条例」という。)及び秩父市議会の個人情報  
の保護に関する条例(令和5年秩父市条例第 号。以下「議会保護条例」とい  
う。)」に改める。

第2条第1号中「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に、「又は保護条例第  
42条第1項」を「法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項  
又は議会保護条例第45条第1項」に、「保護条例第2条第1号」を「法施行条  
例第3条第1項」に、「次条において同じ。)」を「)及び議会(議会保護条例  
第1条に規定する議会をいう。)(以下「実施機関等」という。)」に改める。

第3条第1号中「又は保護条例第42条第1項」を「、法第105条第3項に  
おいて読み替えて準用する同条第1項及び議会保護条例第45条第1項」に改め、  
同条第2号中「保護条例第3条第4項第6号若しくは第5項、第4条第2項第8  
号、第9条第2項第4号又は第12条第2項」を「法施行条例第5条及び議会保  
護条例第50条」に、「実施機関」を「実施機関等」に改める。

第10条中「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に改める。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体等が同法の適用対  
象となることから、同法の施行に関し必要な事項を新たに規定したいため。

議案第 13 号

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 301,499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,802,351 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,515,612	8,402	8,507,210
	2 固定資産税	4,637,321	390	4,636,931
	3 軽自動車税	244,642	8,012	236,630
12 地方交付税		7,480,992	172,423	7,653,415
	1 地方交付税	7,480,992	172,423	7,653,415
14 分担金及び負担金		177,536	2,296	175,240
	1 負担金	177,536	2,296	175,240
15 使用料及び手数料		435,630	9,980	445,610
	1 使用料	284,132	9,980	294,112
16 国庫支出金		5,170,132	26,391	5,196,523
	1 国庫負担金	3,242,615	89,491	3,332,106
	2 国庫補助金	1,915,568	63,100	1,852,468
17 県支出金		1,897,408	83,507	1,813,901
	1 県負担金	1,149,840	33,519	1,116,321
	2 県補助金	550,985	10,388	540,597
	3 委託金	196,583	39,600	156,983
18 財産収入		125,878	38,357	164,235
	1 財産運用収入	92,187	6,876	99,063
	2 財産売払収入	33,691	31,481	65,172
19 寄附金		441,502	150,500	592,002
	1 寄附金	441,502	150,500	592,002
20 繰入金		1,963,771	26,694	1,937,077
	1 繰入金	1,963,771	26,694	1,937,077
22 諸収入		411,528	64,447	475,975
	4 受託事業収入	106,481	9,055	115,536
	5 雑入	186,167	55,392	241,559
23 市債		1,662,443	39,700	1,622,743
	1 市債	1,662,443	39,700	1,622,743
歳入合計		32,500,852	301,499	32,802,351



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,988,074	33,786	3,954,288
	1 総務管理費	3,305,711	17,140	3,288,571
	2 徴 税 費	323,175	2,639	320,536
	4 選 挙 費	132,214	13,507	118,707
	5 統計調査費	1,507	500	1,007
3 民生費		11,600,713	207,706	11,393,007
	1 社会福祉費	5,978,028	115,005	5,863,023
	2 児童福祉費	4,458,829	165,702	4,293,127
	3 生活保護費	1,151,239	73,001	1,224,240
4 衛生費		3,462,086	265,552	3,727,638
	1 保健衛生費	1,189,619	279,950	1,469,569
	2 病院事業費	405,488	5,260	400,228
	4 上水道費	1,163,192	148	1,163,044
	5 聖地公園費	90,049	8,990	81,059
6 農林水産業費		650,976	23,460	627,516
	1 農 業 費	353,851	8,262	345,589
	2 林 業 費	297,125	15,198	281,927
7 商工費		1,338,657	5,430	1,333,227
	1 商工費	1,338,657	5,430	1,333,227
8 土木費		2,089,390	82,547	2,006,843
	2 道路橋りょう費	950,773	34,494	916,279
	3 河川費	23,480	564	24,044
	4 都市計画費	785,104	48,617	736,487
9 消防費		1,149,674	13,206	1,136,468
	1 消防費	1,149,674	13,206	1,136,468
10 教育費		2,269,470	37,396	2,232,074
	1 教育総務費	540,241	22,163	518,078
	2 小学校費	483,814	6,006	477,808
	3 中学校費	278,129	5,740	272,389
	4 幼稚園費	31,607	180	31,787
	5 社会教育費	399,686	1,300	398,386
	6 保健体育費	535,993	2,367	533,626
11 災害復旧費		215,203	4,287	210,916
	2 土木施設災害復旧費	81,002	4,287	76,715
13 諸支出金		1,814,762	449,288	2,264,050
	1 基金費	1,814,762	449,288	2,264,050

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		134,760	5,523	129,237
	1 予備費	134,760	5,523	129,237
歳出	合計	32,500,852	301,499	32,802,351

余 白

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
電話交換業務委託料	令和5年度
庁舎総合管理業務委託料	令和5年度
秩父宮記念市民会館日常清掃業務委託料	令和5年度
市営バス川又線運行管理業務委託料	令和5年度
地方税電子申告システム利用料	令和5年度
投票機器借上料 (県議会議員選挙)	令和5年度
吉田こども園尿検査手数料	令和5年度
動物死体収集・運搬業務委託料	令和5年度
スクールバス混乗型市営バス浦山線運行管理業務委託料	令和5年度
小中学校情報通信技術支援業務委託料	令和5年度
児童生徒・幼児尿検査手数料	令和5年度
児童生徒・幼児健診器具滅菌手数料	令和5年度
幼稚園バス運行業務委託料	令和5年度
図書館施設管理業務委託料	令和5年度
浄化槽保守点検業務委託料	令和5年度

(単位：千円)

限 度 額
9,135
74,823
7,570
11,272
7,221
650
158
4,295
9,104
12,001
2,143
1,239
3,331
1,578
5,522

第 3 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
2 総務費	1 総務管理費	財務会計システム改修事業	1,203		
		大野原地内住宅解体事業	6,270		
		やまなみ会館水銀ランプLED化事業	992		
		運転免許返納事業	2,201		
		コンソールディスプレイ装置更新事業	2,861		
		地デジ信号再放送設備更新事業	77,000		
		吉田総合支所空調設備更新事業	7,071		
		3 民生費	1 社会福祉費	身体障害者自動車免許取得費補助事業	360
2 児童福祉費	保育所管理運営事業		3,139		
	特定教育・保育施設補助事業		4,120		
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	285,750		
6 農林水産業費	1 農業費	中太田・小柱地区県営土地改良事業	1,521		
		山逢の里浄化槽修繕事業	1,019		
		龍勢会館高圧気中開閉器更新事業	825		
		元気村誘客施設管理事業	2,370		
	2 林業費	市営林保育事業	13,474		
		獣害対策施設設置事業	1,870		
		栃本市有林作業道作設事業	1,300		
		ウッドスタート事業	2,985		
		集約林地測量及び資源調査事業	18,000		
		森林整備事業	4,000		
		送電線下伐採事業	6,000		
		森林管理道保全事業	5,000		
		森林整備補助事業	23,469		
		森林管理道白岩線改良事業	4,172		
		8 土木費	2 道路橋りょう費	吉田幹線110号線分筆事業	870
				道路舗装等修繕事業	4,596
				ダンプトラック購入事業	3,531
				道路標示事業	7,000
				防護柵設置事業	3,050
尾田蒔60号線新設改良事業	8,600				
原谷178号線新設改良事業	2,500				
中央339号線ほか新設改良事業	7,000				
小路線補修事業	4,769				
高篠3・7号線新設改良事業	16,000				
下吉田144号線新設改良事業	5,000				

款	項	事業名	金額
		荒川幹線2号線新設改良事業	18,300
		荒川久那3号線新設改良事業	3,500
		幹線61号線新設改良事業	22,900
		幹線77号線新設改良事業	13,700
		尾田蒔95号線新設改良事業	7,500
		石原河橋ほか4橋補修事業	26,600
		小橋りょう補修事業	2,687
	3 河川費	大野原蓼沼水路整備事業	7,200
		小河川整備事業	3,904
	4 都市計画費	ミューズパークスポーツの森公園管理運営事業	3,000
	5 住宅費	皆谷原住宅電気温水器改修事業	1,800
市営住宅跡地測量調査・分筆事業		4,682	
老朽市営住宅解体撤去事業		6,740	
10 教育費	2 小学校費	小学校保健特別対策事業	13,500
	3 中学校費	中学校保健特別対策事業	8,100
	4 幼稚園費	こどもの安心・安全対策支援事業	180
	6 保健体育費	給食調理場整備事業	2,891
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	大野原下小川山林災害復旧事業	134,200
	2 土木施設災害復旧費	秩父ミューズパーク災害復旧負担事業	60,000

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
4 森林管理道整備事業費	60,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
5 観光施設整備事業費	70,000		
6 地方道路整備事業費	241,700		
7 山林災害復旧事業費	84,600		
8 道路橋りょう災害復旧事業費	21,000		



(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	57,400	補正前に同じ。		
	60,700			
	220,800			
	82,600			
	16,700			

議案第14号

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,762,201千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,426千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 診療施設勘定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,915,075	3,222	4,918,297
	1 県補助金	4,915,074	3,222	4,918,296
5 繰入金		696,162	2,916	693,246
	1 他会計繰入金	696,162	2,916	693,246
歳入合計		6,761,895	306	6,762,201

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,861,965	3,870	4,858,095
	1 療養諸費	4,184,495	1,090	4,185,585
	4 出産育児諸費	18,910	5,460	13,450
	5 葬祭諸費	6,500	500	7,000
7 諸支出金		30,458	20,532	50,990
	1 償還金及還付加算金	8,520	20,532	29,052
8 予 備 費		29,944	16,356	13,588
	1 予 備 費	29,944	16,356	13,588
歳 出 合 計		6,761,895	306	6,762,201

## 3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		46,775	5,400	41,375
	1 他会計繰入金	46,775	5,400	41,375
歳 入	合 計	118,826	5,400	113,426

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医 業 費		30,800	5,400	25,400
	1 医 業 費	30,800	5,400	25,400
歳 出	合 計	118,826	5,400	113,426

余 白

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
浄化槽保守点検業務委託料	令和5年度



(単位：千円)

限 度 額
130

議案第15号

令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,391千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		200,687	12,391	188,296
	1 他会計繰入金	200,687	12,391	188,296
歳入	合計	891,615	12,391	879,224

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		888,851	12,391	876,460
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	888,851	12,391	876,460
歳 出	合 計	891,615	12,391	879,224

議案第16号

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		300	300	0
	1 雑入	300	300	0
歳入合計		166,840	300	166,540

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		63,922	3,954	59,968
	1 公 債 費	63,922	3,954	59,968
3 予 備 費		29,290	3,654	32,944
	1 予 備 費	29,290	3,654	32,944
歳 出	合 計	166,840	300	166,540

議案第 17 号

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,285 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188,299 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		10,120	2,570	7,550
	1 設置費分担金	10,120	2,570	7,550
2 使用料及び手数料		31,511	202	31,309
	1 使 用 料	31,511	202	31,309
3 国庫支出金		34,452	10,548	23,904
	1 国庫補助金	34,452	10,548	23,904
4 県支出金		15,000	3,800	11,200
	1 県補助金	15,000	3,800	11,200
7 市 債		58,700	17,300	41,400
	1 市 債	58,700	17,300	41,400
8 諸 収 入		10	1,135	1,145
	1 雑 入	10	1,135	1,145
歳 入 合 計		221,584	33,285	188,299

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		35,877	10,984	24,893
	1 施設管理費	35,877	10,984	24,893
3 施設整備費		119,156	34,538	84,618
	1 施設整備費	119,156	34,538	84,618
5 予 備 費		8,196	12,237	20,433
	1 予 備 費	8,196	12,237	20,433
歳 出	合 計	221,584	33,285	188,299

余 白

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業債費	58,700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	41,400	補正前に同じ。		

余 白

議案第18号

令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2回）

令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
浄化槽保守点検業務委託料	令和5年度



(単位：千円)

限 度 額
43

議案第19号

令和4年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和4年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（2）年間患者数 入院「34,800人」を「33,000人」に、外来「75,300人」を「73,000人」に改め、同条（3）一日平均患者数 入院「95人」を「90人」に、外来「283人」を「274人」に改め、同条（4）主要な建設改良事業 病院増改築「32,707千円」を「25,162千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 病院事業収益	3,172,072千円	△174,987千円	2,997,085千円
第1項 医業収益	2,843,063千円	△179,075千円	2,663,988千円
第2項 医業外収益	329,009千円	4,088千円	333,097千円
		出	
第1款 病院事業費用	3,164,289千円	△38,729千円	3,125,560千円
第1項 医業費用	3,119,819千円	△38,410千円	3,081,409千円
第2項 医業外費用	44,017千円	△996千円	43,021千円
第3項 特別損失	353千円	677千円	1,030千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 62,529千円」を「不足する額 59,227千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 62,229千円」を「過年度分損益勘定留保資金 58,927千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 資本的収入	107,363千円	△4,243千円	103,120千円
第1項 企業債	43,300千円	△500千円	42,800千円
第3項 補助金	4,584千円	30千円	4,614千円
第4項 負担金	25,931千円	△3,773千円	22,158千円
		出	
第1款 資本的支出	169,892千円	△7,545千円	162,347千円
第1項 建設改良費	105,334千円	△7,545千円	97,789千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
診療材料購入	令和5年度	千円 172,956
寝具賃借料	令和5年度	6,089
消防用設備等点検委託料	令和5年度	839
自家用電気設備点検委託料	令和5年度	710
諸検査委託料	令和5年度	19,008
施設保守管理業務委託料	令和5年度	11,854
清掃洗濯業務委託料	令和5年度	24,267
電話交換業務委託料	令和5年度	5,851
医療廃棄物処理業務委託料	令和5年度	5,544
たな卸資産購入	令和5年度	268,695

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額「36,100千円」を「35,600千円」に改める。

第7条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	346,009千円	△1,487千円	344,522千円
(2) 建設改良負担金	25,931千円	△3,773千円	22,158千円

令和5年2月21日提出

秩父市長 北堀 篤

議案第20号

令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和4年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（3）主要な建設改良事業 管路建設事業「32,500千円」を「10,200千円」に、管路改築事業「92,200千円」を「87,200千円」に、処理場改築事業「169,190千円」を「153,490千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収 入		支 出		
第1款 公共下水道事業収益	1,100,232千円	△8,025千円	1,092,207千円		
第2項 営業外収益	505,682千円	△8,025千円	497,657千円		
第1款 公共下水道事業費用	1,060,753千円	△14,455千円	1,046,298千円		
第1項 営業費用	996,958千円	△23,455千円	973,503千円		
第2項 営業外費用	63,195千円	9,000千円	72,195千円		

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 341,771千円」を「不足する額 343,374千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,979千円、当年度分損益勘定留保資金 241,300千円、減債積立金 90,492千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,251千円、当年度分損益勘定留保資金 240,345千円、減債積立金 94,778千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収 入		支 出		
第1款 資本的収入	370,165千円	△44,603千円	325,562千円		
第1項 企業債	269,600千円	△27,700千円	241,900千円		
第2項 他会計補助金	14,565千円	△1,903千円	12,662千円		
第4項 国庫補助金	75,000千円	△15,000千円	60,000千円		

支 出

第1款 資本的支出 711,936千円 △43,000千円 668,936千円

第1項 建設改良費 306,552千円 △43,000千円 263,552千円

第5条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
マンホールポンプ 運転業務委託料	令和5年度	5,654
雨天時越流水・簡易 処理放流水採水調査 業務委託料	令和5年度	6,528
施設運転業務委託料 (ポンプ場運転業務 委託料)	令和5年度	9,834
施設運転業務委託料 (下水道センター運 転業務委託料)	令和5年度	107,712

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額「219,600千円」を「191,900千円」に改める。

第7条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 経営安定のための補助金	212,312千円	1,903千円	214,215千円
(2) 建設改良費に対する補助金	14,565千円	△1,903千円	12,662千円

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 21 号

令和 5 年度秩父市一般会計予算

令和 5 年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 22 号

令和 5 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 23 号

令和 5 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



議案第 24 号

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 25 号

令和 5 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第26号

令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 27 号

令和 5 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 5 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 28 号

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 5 年 2 月 21 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第29号

令和5年度秩父市立病院事業会計予算

令和5年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第30号

令和5年度秩父市下水道事業会計予算

令和5年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和5年2月21日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤